

豊水小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月策定

平成30年3月見直し

本方針は、人権尊重の理念に基づき、有明中学校区の全ての児童生徒が充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ問題を根絶することを目的に策定するものである。

1 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。

また、いじめはどの児童生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で共有する。

2 いじめ対策のための校内組織（校内いじめ・不登校対策委員会）や外部参加の組織（地域いじめ防止委員会）の設置

校長、教頭、生徒指導主任、人権教育主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭等からなる、いじめの防止等の対策のための校内組織を設置する。

地域団体長4（支館長・区長代表・老人会長・民生委員）、代表学校評議員1、地域指導者1、PTA代表3からなる外部参加の組織を設置する。（必要に応じて、外部専門家として 警察OB、玉名市教育相談員を含む。）

3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応に関する具体的方策について

学校基本方針に基づく取組や具体的な年間計画を立てて行っていく。（別紙）

また、アンケート調査結果等を地域いじめ防止委員会等にも公表し、検証を仰ぐ。

4 教育委員会や関係機関等との連携

- (1) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、躊躇することなく玉名警察署と連携して対応する。
- (2) いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに玉名市教育委員会に報告する。

5 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童生徒とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童生徒の保護者に対する助言を行う。

また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

6 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童生徒に対して懲戒を加える。

ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童生徒が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促す。

7 学校評価の実施

学校評価において、いじめ問題への取組等について自己評価を行うとともに、その結果を「地域いじめ防止委員会（学校関係者評価委員会）」に報告する。